

司法試験第二次試験筆記試験における出題方針等について

(平成14年1月23日司法試験管理委員会決定事項)

第1 短答式試験

1 出題方針

正しく解答するために必要とされる知識は、基礎的なものに限ることとする。(注)

(注) 司法試験法第6条第5項

第二次試験においても、知識を有するかどうかの判定に偏することなく理解力・推理力・判断力等の判定に意を用いなければならない。

2 出題形式等

- (1) 憲法，民法，刑法の各科目とも，それぞれ20問とする。なお，試験時間は，3時間30分とする。
- (2) 5肢択一式とし，複数正解肢及び零解答は作らない。
- (3) 問題の配列順は，憲法，民法，刑法の順で，各科目ごとにまとめて配置する。

第2 論文式試験

1 出題方針

問題の作成に当たっては，大学生用の基本書などに共通して触れられ，これによって得ることのできる基礎的知識及びその応用により，問題点をとらえ，合格水準に達する答案を作成することができるような内容のものとする。

2 出題形式等

出題数については，各科目とも2問にし，試験時間は2時間とする。

司法試験第二次試験合否判定方法・基準

(平成14年1月23日司法試験考査委員会議申合せ事項)

合否判定の方法・基準は以下のとおりであるが、これらの基準は一応のものであって、諸般の事情により、これらと異なる決定をすることを妨げるものではない。

1 短答式試験

3科目の得点の合計点をもって合否の決定を行う。

なお、合否の決定に当たっては、論文式試験の適正な実施にも配慮するものとする。

2 論文式試験

(1) 6科目の得点の合計点をもって合否の決定を行う。

(2) 1科目の得点は、1, 2問の平均点とする。

(3) 得点が10点に満たない科目がある場合には、それだけで不合格とする。

3 口述試験

各科目60点を基準点とし、5科目の合計点をもって合否の決定を行う。

司法試験第二次試験論文式試験の採点方針

(平成14年1月23日司法試験考査委員会議申合せ事項)

- 1 1問の採点は、40点満点とし、白紙答案は0点とする。
- 2 各答案の採点は次の方針により行う。
 - (1) 優秀と認められる答案については、その内容に応じ30点から40点。

ただし、その上限はおおむね35点程度とし、抜群に優れた答案については更に若干の加点を行えるものとする。
 - (2) 良好な水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ25点から29点。
 - (3) 一応の水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ20点から24点。
 - (4) 上記以外の答案については、その内容に応じ19点以下。

ただし、特に不良であると認められる答案については、9点以下。
- 3 採点に当たっては、知識の有無だけにこだわることなく、理解力・推理力・判断力・論理的思考力・説得力・文章作成能力などを総合的に評価することにも努めるものとする。

司法試験第二次試験論文式試験の採点格差の調整について

(平成14年1月23日司法試験考査委員会議申合せ事項)

第二次試験論文式試験においては、

- ① 受験者数が多数に上るため、同じ問題に対する答案についても、一人の考査委員が全受験生の答案を採点することは困難であって、複数の考査委員が分担していること
- ② 各問題ごとに難易度等が異なるため、平均点や得点のばらつきの程度が異なること

から、採点格差（考査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差、あるいは、評価の幅が広がったか狭くなったかの差）が発生するので、第二次試験論文式試験については、下記の方法により採点格差の調整を行うものとする。

記

1 論文式試験の採点格差調整の方法の骨子

- (1) 論文式試験の採点格差調整は、各考査委員が採点した全答案ごとに標準偏差を算出して行う。
- (2) 採点格差調整の仕方

各個人の得点（素点）について、当該受験者の採点を行った考査委員の平均点からどの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）を算出して、これを当該個人の得点とする。

例：A委員が採点した甲受験者の答案の採点調整の仕方

$$\text{算式} = \frac{(\text{A委員が採点した甲の得点(素点)} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})}{\text{A委員が採点した答案全体の標準偏差} (\ast 1)} \times 4 + \text{全科目の全答案の平均点}$$

※1 A委員が採点した答案全体の標準偏差

$$\text{算式} = \sqrt{\frac{(\text{個人の得点} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})^2 \text{の総和}}{\text{A委員が採点した受験者数} - 1} (\ast 2)}$$

※2 A委員は、受験者の一部の者の採点を行っているため、統計学上の処理として、採点した受験者数から1を減じて、標準偏差を算出する。

(3) 採点格差調整の効果

① 全審査委員の平均点が統一されるので、審査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差が解消される。

② 審査委員・問題によって、評価の幅が広がったか狭くなったかの差が調整される。

(4) 司法試験第二次試験合否判定方法・基準2の(1)にいう「合計点」及び同(2)にいう「平均点」は、採点格差の調整後の得点により算出する。

(5) 上記合否判定方法・基準2の(3)にいう「得点が10点に満たない科目がある場合」とは、素点をもって算出した1, 2問の平均点及び採点格差の調整後の得点をもって算出した1, 2問の平均点が、いずれも10点に満たない科目がある場合を指すものとする。

2 得点分布の目安

採点格差の問題があることを考慮し、上記1の方法による採点格差調整を行うほか、採点に当たってのおおまかな得点分布の目安を次のとおりとする。

ただし、これは一応の目安であって、採点を拘束するものではない。

割合	5%程度	30%程度	40%程度	25%程度
得点	40～30点	29～25点	24～20点	19～0点

司法試験第二次試験口述試験の採点方針

(平成14年1月23日司法試験考査委員会議申合せ事項)

1 採点方針

各科目の採点は次の方針により行い、各科目間に不均衡の生じないよう配慮する。

(1) その成績が一応の水準を超えていると認められる者に対しては、その成績に応じ、

61点から63点までの各点

(2) その成績が一応の水準に達していると認められる者に対しては、

60点(基準点)

(3) その成績が一応の水準に達していないと認められる者に対しては、その成績に応じ、

57点から59点までの各点

(4) その成績が特に不良であると認められる者に対しては、その成績に応じ、

56点以下

2 運用

(1) 60点とする割合をおおむね半数程度とし、残る半数程度に61点以上又は59点以下とすることを目安とする。

(2) 61, 62点又は58, 59点ばかりでなく、63点又は57点以下についても積極的に考慮する。